



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*43 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

○ 人事委員会規則

*18 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 1

*19 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 5

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表企画総務課の項の次に次のように加える。

国際課	世界津波の日高校生サミット推進室
-----	------------------

第17条国際課の項第15号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 世界津波の日高校生サミットの開催準備及び運営に関すること。

第18条に次の1項を加える。

2 世界津波の日高校生サミット推進室においては、国際課の所掌事務のうち、前条国際課の項第15号に掲げる事務を所掌する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

別記第6号様式備考4中「受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証」に改める。

別記第8号様式 (裏面) 備考3中「下記5」を「下記4」に改める。

別記第11号様式 (表面) 中「待機満了年月日」を「待期満了年月日」に改める。

別記第12号様式中「第14条第1項第2号」を「第14条第1項」に改める。

別記第13号様式中「第14条第1項第3号」を「第14条第1項」に改める。

別記第15号様式（表面）中「第16条第1項第1号ア」を「第16条第1項」に改め、同様式（裏面）注意事項1中「就業手当に相当する退職手当等」を「就業手当に相当する退職手当」に改める。

別記第15号の2様式中「第16条第1項第1号イ」を「第16条第1項」に改め、同様式備考3中「受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証」に改める。

別記第15号の3様式（表面）中「第16条第1項第1号ウ」を「第16条第1項」に改め、同様式（裏面）備考2中「受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証」に改める。

別記第16号様式中「第16条第1項第1号エ」を「第16条第1項」に改め、同様式備考3中「受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証、失業者の退職手当高年齢受給資格証又は失業者の退職手当特例受給資格証」に改める。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第16条関係)

(表面)

移転費に相当する退職手当支給請求書																	
和歌山県知事										様					年 月 日		
										退職当時の所属 部課(所・署)名							
										退職当時の職名							
										住所又は居所							
										氏 名					⑩		
職員の退職手当の支給に関する規則第16条第1項の規定により、下記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を請求します。																	
1 請求者	氏 名				受給資格証番号												
	移転前の住所又は居所																
	移転後の住所又は居所																
2 就職先の事業所	所 在 地																
	名 称																
3 就職決定年月日		年 月 日		※ 雇 用 期 間													
4 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地																
	名 称																
5 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所 在 地																
	名 称																
6 受講指示年月日		年 月 日		7 受講開始年月日		年 月 日		8 受講修了予定年月日		年 月 日							
9 移転開始予定年月日		年 月 日		10 乗車(船)の場所(出発空港)				11 下車(船)の場所(到着空港)									
12 移転する者の氏名	13 生年月日	14 続柄	※ 鉄 道 賃				※ 船 賃		※ 航 空 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※ 着 後 手 当	※ 計 (円)	
			距離 (km)	運 賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (km)	運 賃 (円)	距離 (km)	運 賃 (円)	距離 (km)	支給額 (円)	距離 (km)	支給額 (円)	支給額 (円)		
本 人																	
家 族																	
※ 合 計																	
										※ 就職先の事業主から支給される就職支度金の額					円		
										※ 差 引 支 給 額					円		
(添付書類)																	
<input type="checkbox"/> 失業者の退職手当受給資格証 <input type="checkbox"/> 失業者の退職手当高年齢受給資格証 <input type="checkbox"/> 失業者の退職手当特例受給資格証																	

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 この支給請求書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、失業者の退職手当受給資格証、失業者の退職手当高年齢受給資格証又は失業者の退職手当特例受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、4欄及び6欄から8欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、5欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、2欄、3欄及び5欄は記載しないこと。
- 6 9欄には、移転するために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 12の家族欄には、随伴する同居の親族のうち請求者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 添付書類については、該当する受給資格証の口にもみ✓を付けること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第18号様式中「第16条第1項第3号ア」を「第16条第1項」に改め、同様式備考2中「受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証、失業者の退職手当高年齢受給資格証又は失業者の退職手当特例受給資格証」に改める。

別記第18号の2様式(表面)中「第16条第1項第3号イ」を「第16条第1項」に改め、同様式(裏面)注意事項1中「受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証、失業者の退職手当高年齢受給資格証又は失業者の退職手当特例受給資格証」に改める。

別記第18号の3様式(表面)中「第16条第1項第3号ウ」を「第16条第1項」に改め、同様式(裏面)注意事項1中「受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証」を「失業者の退職手当受給資格証、失業者の退職手当高年齢受給資格証又は失業者の退職手当特例受給資格証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

		課 長 監 察 官	を	参 事 官		課 長 監 察 官	に改める。
--	--	--------------	---	-------	--	--------------	-------

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。